

第六章 破産財団の管理	第二款 債権者委員会（第一百四十四条—第一百五十二条）
第一節 破産者の財産状況の調査（第一百五十三条—第一百五十九条）	四十七条规定
第二節 否認権（第一百六十条—第一百七十六条）	四十七条规定
第三節 法人の役員の責任の追及等（第一百七十七条—第一百八十三条）	四十七条规定
第七章 破産財団の換価	四十七条规定
第一節 通則（第一百八十四条—第一百八十五条）	四十七条规定
第二節 担保権の消滅（第一百八十六条—第一百九十一条）	四十七条规定
第三節 商事留置権の消滅（第一百九十二条）	四十七条规定
第八章 配当	四十七条规定
第一節 通則（第一百九十三条—第一百九十四条）	四十七条规定
第二節 最後配当（第一百九十五条—第二百三十二条）	四十七条规定
第三節 簡易配当（第二百四条—第二百七十二条）	四十七条规定
第四節 同意配当（第二百八条）	四十七条规定
第五節 中間配当（第二百九条—第二百十四条规定）	四十七条规定
第六節 追加配当（第二百十五条）	四十七条规定
第九章 破産手続の終了（第二百十六条—第二百二十一一条）	四十七条规定
第十章 相続財産の破産等に関する特則	四十七条规定
第一節 相続財産の破産（第二百二十二条—第二百三十七条）	四十七条规定
第二節 相続人の破産（第二百三十八条—第二百四十二条）	四十七条规定
第三節 受遺者の破産（第二百四十三条—第二百四十四条）	四十七条规定
第十一章 外国倒産処理手続がある場合の特則（第二百四十五条—第二百四十七条）	四十七条规定
第十二章 免責手続及び復権（第二百四十八条—第二百五十四条）	四十七条规定

**第一条** この法律は、支払不能又は債務超過にある債務者の財産等の清算に関する手続を定めるること等により、債権者その他の利害関係人の利益及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、もつて債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ることを目的とする。

13 12 定する信託財産責任負担債務をいう。以下同じ。)のうち弁済期にあるものにつき、一般的にかつ継続的に弁済することができない状態)をいう。

この法律において「破産管財人」とは、破産手続において破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利を有する者をいう。

この法律において「保管管理人」とは、第九

**(定義)**  
**第二条** この法律において「破産手続」とは、次  
章以下（第十二章を除く。）に定めるところに  
より、債務者の財産又は相続財産若しくは信託  
財産を清算する手続をいう。  
この法律において「破産事件」とは、破産手  
続に係る事件をいう。

14  
十一條第一項の規定により債務者の財産に関する管理を命じられた者をいう。  
この法律において「破産財団」とは、破産者の財産又は相続財産若しくは信託財産であつて、破産手続において破産管財人にその管理及び处分をする権利が専属するものをいう。  
(外国人の地位)

3 この法律において「破産裁判所」とは  
事件が係属している地方裁判所をいう。  
4 この法律において「破産者」とは、債務者で  
あって、第三十条第一項の規定により破産手続  
開始の決定がされているものという。  
5 この法律において「破産債権」とは、破産者  
に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた

**第三条** 外国人又は外国法人は破産手続（第十九章第一節の規定による免責手続（以下「免責手続」という。）及び同章第二節の規定による復権の手続（以下この章において「破産手続等」と総称する。）に關し、日本人又は日本法人と同一の地位を有する。

財産上の請求権（第九十七条各号に掲げる債権を含む。）であつて、財團債権に該当しないものをいう。

**第四条** この法律の規定による破産手続開始の申請では、債務者が個人である場合には日本国内に営業所、住所、居所又は財産を有するときに限り、法人その他の社団又は財團である場合には日本国内に営業所、事務所又は財産を有するときに限り、することができる。

9 この法律において「別除権」とは、破産手続開始の時において破産財団に属する財産につき特別の先取特権、質権又は抵当権を有する者が債権を有する債権者をいう。

8 この法律において「財団債権者」とは、財団債権を有する債権者をいう。

**第五条** 破産事件は、債務者が、営業者であるときはその主たる営業所の所在地、営業者で外国に主たる営業所を有するものであるときは日本におけるその主たる営業所の所在地、営業者により裁判上の請求をすることができる債権者は、日本国内にあるものとみなす。

これらの権利の目的である財産について第六十五条第一項の規定により行使することができる

ないとき又は営業者であつても営業所を有しなないときはその普通裁判籍の所在地を管轄する地

2 前項の規定にかかるわらず、法人が株式会社の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる）ができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項、第八十三条第二項第一号及び第三項並びに第六十一条第二項第一号及び口において同じ。の過半数を有する場合には、当該法人（以下この条及び第六十一条第二項第二号口において「親法人」という。）において破産事件、再生事件又は更生事件（以下この条において「破産事件等」という。）が係属しているときにおける当該株式会社（以下この条及び第六十一条第二項第二号口において「子株式会社」という。）についての破産手続開始の申立ては、親法人の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、子株式会社について破産事件等が係属しているときにおける親法人についての破産手続開始の申立ては、子株式会社の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

3 前項の規定にかかるわらず、法人が株式会社の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる）ができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項、第八十三条第二項第一号及び第三項並びに第六十一条第二項第一号及び口において同じ。の過半数を有する場合には、当該法人（以下この条及び第六十一条第二項第二号口において「親法人」という。）において破産事件、再生事件又は更生事件（以下この条において「破産事件等」という。）が係属しているときにおける当該株式会社（以下この条及び第六十一条第二項第二号口において「子株式会社」という。）についての破産手続開始の申立ては、親法人の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができ、子株式会社について破産事件等が係属しているときにおける親法人についての破産手続開始の申立ては、子株式会社の破産事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

4 子株式会社又は親法人及び子株式会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社を当該親法人の子株式会社とみなして、前項の規定を適用する。

5 第一項及び第二項の規定にかかるわらず、株式会社が最終事業年度について会社法第四百四十四条の規定により当該株式会社及び他の法人に係る連結計算書類（同条第一項に規定する連結計算書類をいう。）を作成し、かつ、当該株式会社の定期株主総会においてその内容が報告された場合には、当該株式会社について破産事件等が係属しているときにおける当該他の法人についての破産手続開始の申立ては、当該株式会社の破産事件等が係属している地方裁判所にてもすることができる。第一項及び第二項の規定にかかるわらず、法人についての破産事件等が係属している場合においては、当該株式会社について破産事件等が係属していることができ、当該他の法人について破産事件等が係属しているときにおける当該株式会社についての破産手続開始の申立ては、当該他の法人の破産事件等が係属している地方裁判所にてもすることができる。

る當該法人の代表者についての破産手続開始の申立ては、當該法人の破産事件等が係属する地方裁判所にもすることができる。法人の代表者について破産事件又は再生事件が係属している場合における當該法人についての破産手続開始の申立ては、當該法人の代表者の破産事件又は再生事件が係属している地方裁判所にもすることができる。

7 第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者のうちいずれか一人について破産事件が係属しているときは、それぞれ當該各号に掲げる他の者についての破産手続開始の申立ては、當該破産事件が係属している地方裁判所にもすることができる。

一 相互に連帶債務者の関係にある個人  
二 相互に主たる債務者と保証人の関係にある個人  
三 夫婦

8 第一項及び第二項の規定にかかわらず、破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権となるべき債権を有する債権者の数が五百人以上であるときは、これらの規定による管轄裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、破産手続開始の申立てをすることができる。

9 第一項及び第二項の規定にかかわらず、前項に規定する債権者の数が千人以上であるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、破産手続開始の申立てをすることができる。

10 前各項の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、破産事件は、先に破産手続開始の申立てがあつた地方裁判所が管轄する。

(専属管轄)

**第六条** この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。  
(破産事件の移送)

**第七条** 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職權で、破産事件(破産事件の債務者又は破産者による免責許可の申立てがある場合にあっては、破産事件及び當該免責許可の申立てに係る事件)を次に掲げる地方裁判所のいずれかに移送することができる。

一 債務者の主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所の所在地を管轄する地方裁判所

二 債務者の住所又は居所の所在地を管轄する  
地方裁判所

三 第五条第二項に規定する地方裁判所

四 次のイからハまでのいずれかに掲げる地方裁判所

イ 第五条第三項から第七項までに規定する  
地方裁判所

ロ 破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権となるべき債権を有する債権者（破産手続開始の決定後につては、破産債権者。ハにおいて同じ。）の数が五百人以上であるときは、第五条第八項に規定する地方裁判所

ハ ロに規定する債権者の数が千人以上であるときは、第五条第九項に規定する地方裁判所

五 第五条第三項から第九項までの規定によりこれららの規定に規定する地方裁判所に破産事件が係属しているときは、同条第一項又は第二項に規定する地方裁判所

（任意的口頭弁論等）

第六条 破産手続等に関する裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

2 裁判所は、職権で、破産手続等に係る事件に關して必要な調査をすることができる。

（期日の呼出し）

第八条の二 破産手続等における期日の呼出しが、呼出状の送達、当該事件について出頭した者は、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他の相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対する法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第八条の三 破産手続等における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に對してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に對してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機などを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他の氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件に関する文書等の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは原本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。



項に規定する事項が記載されていない場合は、裁判所書記官は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命ずる处分をなす。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い破産手続開始の申立ての手数料を納付しないければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い破産手続開始の申立ての手数料を納付しない場合はも、同様とする。

前項の処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。

第一項の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内に、異議の申立てをすることができる。

前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

裁判所は、第三項の異議の申立てがあつた場合において、破産手続開始の申立て書に第一項の処分において補正を命じた不備以外の不備があると認めるとときは、相当の期間を定め、その期間内に当該不備を補正すべきことを命じなければならない。

前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。

（費用の予納）

第二十二条 破産手続開始の申立てをするときは、申立人は、破産手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

費用の予納に関する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

（費用の仮支弁）

第二十三条 裁判所は、申立人の資力、破産財团となるべき財産の状況その他の事情を考慮して、申立人及び利害関係人の利益の保護のため特に必要と認めるときは、破産手続の費用を仮に国庫から支弁することができる。職權で破産手続開始の決定をした場合も、同様とする。

前条第一項の規定は、前項前段の規定により破産手続の費用を仮に国庫から支弁する場合には、適用しない。

（他の手続の中止命令等）

第二十四条 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職權で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの

間、次に掲げる手続又は処分の中止を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる手続又は第六号に掲げる処分についてはその手続の申立てである債権者又はその処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限り、第五号に掲げる責任制限手続については責任制限手続開始の決定がされていない場合に限る。

一 債務者の財産に対して既にされている強制執行、仮差押え、仮処分又は一般的の先取特権の実行若しくは留置権（商法（明治三十二年法律第四十八号）又は会社法の規定によるもの）を除く。）による競売（以下この節において「強制執行等」という。）の手続で、債務者につき破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権若しくは財団債権となるべきものの（以下この項及び次条第八項において「破産債権等」という。）に基づくもの又は破産債権等を被担保債権とするもの

二 債務者の財産に対して既にされている企業担保権の実行手続で、破産債権等に基づくもの

三 債務者の財産関係の訴訟手続

四 債務者の財産関係の事件で行政庁に係属しているものの手続

五 債務者の責任制限手続（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十一年法律第九十四号）第三章又は船舶油濁等損害賠償保険法（昭和五十一年法律第九十五号）第五章、同法第四十三条第五項において準用する同法第三十一条及び第三十二条並びに同法第四十三条第六項において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第三章（第九条、第十条、第十六条及び第五十四条を除く。）第十条、第十六条及び第五十四条を除く。）

若しくは船舶油濁等損害賠償保障法第五十二条第五項において準用する同法第三十一条及び第三十二条並びに同法第五十一條第六項において準用する船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第三章（第九条、第十条、第十六条、第四節及び第五十四条を除く。）の規定による責任制限手続をい。第二百六十三条及び第二百六十四条第一項において同じ。）

六 債務者の財産に対して既にされている共助法、対象外国租税（租税条約等の実施特例法）と、第三条第五項及び第二百五十三条第四項において「租税条約等実施特例法」という。）第十九条

裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

裁判所は、第九十一条第二項に規定する保全管理命令が発せられた場合において、債務者の財産の管理及び処分をするために特に必要があると認めるときは、保全管理人の申立てによりり、担保を立てさせて、第一項の規定により中止した強制執行等の手続又は外国租税滞納処分の取消しを命ずることができる。

第一項の規定による中止の命令、第二項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しても、即時抗告をすることができる。

前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(包括的禁止命令)

**第二十五条** 裁判所は、破産手続開始の申立てがあつた場合において、前条第一項第一号又は第六号の規定による中止の命令によつては破産手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときには、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間に、全ての債権者に対し、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分(国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。以下同じ。)の禁止を命ずることができる。ただし、事前に又は同時に、債務者の主要な財産に関し第二十八条第一項の規定による保全処分をした場合又は第九十一条第二項に規定する保全管理命令をした場合に限る。

前項の規定による禁止の命令(以下「包括的禁止命令」という。)を発する場合において、裁判所は、相当と認めるときは、一定の範囲に属する強制執行等又は国税滞納処分を包括的禁止命令により禁止されることとなるものに限る。)

は破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、中止する。

裁判所は、包括的禁止命令を変更し、又は取り消すことができる。

裁判所は、第九十一条第二項に規定する保全管理命令が発せられた場合において、債務者の財産の管理及び処分をするために特に必要があると認めるときは、保全管理人の申立てにより、担保を立てさせて、第三項の規定により中止した強制執行等の手続又は外国租税滞納処分の取消しを命ずることができる。

包括的禁止命令、第四項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しても、即時抗告をすることができる。

前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(包括的禁止命令に関する公告及び送達等)

**第二十六条** 包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定があつた場合には、その旨を公告し、その裁判書を債務者(保全管理人が選任されている場合は、保全管理人。次項において同じ。)及び申立人に送達し、かつ、その決定の主文を知っている債権者及び債務者(保全管理人が選任されている場合に限る。)に通知しなければならない。

包括的禁止命令及びこれを変更し、又は取り消す旨の決定は、債務者に対する裁判書の送達がされた時から、効力を生ずる。

前条第六項の即時抗告についての裁判(包括的禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を除く。)があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(包括的禁止命令の解除)

**第二十七条** 裁判所は、包括的禁止命令を発した場合において、強制執行等の申立てである債権者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該債権者の申立てにより、当該債権者に限り当該包括的禁止命令を解除する旨の決定をすることができる。この場合において、当該債権者は、債務者の財産に対する強制執行等をすることができる、当該包括的禁止命令が発せることで、強制執行等の手続を中止する。この場合において、当該債権者は、債務者の財産に対する強制執行等の手続を中止することができる。





続が終了したときは、当該訴訟手続は、中断する。前項の場合には、破産債権者又は財団債権者において当該訴訟手続を受け継がなければならぬ。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

6 第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、破産債権者又は財団債権者は、当然訴訟手続を受継する。  
(行政庁に係属する事件の取扱い)

**第四十六条** 第四十四条の規定は、破産財団に関する事件で行政庁に係属するものについて準用する。

## 第二款 破産手続開始の効果

(開始後の法律行為の効力) 第四十六条の規定は、破産財団に関する事件で行政庁に係属するものについて準用する。

**第四十七条** 破産者が破産手続開始後に破産財団に属する財産に關してした法律行為は、破産手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2 破産者が破産手続開始の日にした法律行為は、破産手続開始後したものと推定する。  
(開始後の権利取得の効力)

**第四十八条** 破産手続開始後に破産財団に属する財産に關して破産者の法律行為によらないで権利を取得しても、その権利の取得は、破産手続の関係においては、その効力を主張することができない。

2 前条第二項の規定は、破産手続開始の日における前項の権利の取得について準用する。  
(開始後の登記及び登録の効力)

**第四十九条** 不動産又は船舶に關し破産手続開始前に生じた登記原因に基づき破産手続開始後にされた登記又は不動産登記法(平成十六年法律第一百二十三号)第一百五一条第一号の規定による仮登記は、破産手続の関係においては、その効力を主張することができない。ただし、登記権利者が破産手続開始の事実を知らないとした登記又は仮登記については、この限りでない。

2 前項の規定は、権利の設定、移転若しくは変更に關する登記若しくは仮登記又は企業担保権の設定、移転若しくは変更に關する登記について準用する。

(開始後の破産者に対する弁済の効力)

**第五十条** 破産手続開始後に、その事実を知らぬ相手方もすることができる。

5 前項の場合には、破産手続の関係においても、その効力を主張することができる。

2 破産手続開始後に、その事実を知つて破産者にした弁済は、破産財团が受けた利益の限度においてのみ、破産手続の関係において、その効力を主張することができる。

3 第二十二条第一項の規定による公告の前においてのみ、破産手続の関係において、その効力を主張することができる。

4 第二項の規定は、労働契約には、適用しないと推定する。  
(共有関係)

**第五十二条** 数人が共同して財産権を有する場合において、共有者の中に破産手続開始の決定を受けた者があるときは、その共有に係る財産の分割の請求は、共有者の間で分割をしない旨の定めがあるときでも、することができる。

2 前項の場合には、他の共有者は、相当の償金を支払って破産者の持分を取得することができる。  
(双務契約)

**第五十三条** 双務契約について破産者及びその相手方が破産手続開始の時において共にまだその履行を完了していないときは、破産管財人は、契約の解除をし、又は破産者の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができる。

2 前項の場合には、相手方は、破産管財人に対し、相当の期間を定め、その期間内に契約の解除をするか、又は債務の履行を請求するかを確答すべき旨を催告することができる。この場合において、破産管財人がその期間内に確答しないときは、契約の解除をしたものとみなす。

3 前項の規定は、相手方又は破産管財人が民法第六百三十一條前段の規定により解約の申入れをすることができる場合又は同法第六百四十二条第一項前段の規定により契約の解除をすることができる場合について準用する。

**第五十四条** 前条第一項又は第二項の規定により契約の解除があつた場合には、相手方は、損害の賠償について破産債権者としてその権利を行使することができる。

2 前項に規定する場合において、相手方は、破産者の受けた反対給付が破産財團中に現存するときは、その返還を請求することができ、現存しないときは、その価額について財団債権者と使することができる。

3 第二項の規定は、前項の規定による損害賠償について準用する。

2 前項の場合において、損害賠償の額は、履行地又はその地の相場の標準となるべき地における同種の取引であつて同一の時期に履行すべきものの相場と当該契約における商品の価格との差額によって定める。

3 第二項第一項の規定は、前項の規定による損害賠償について準用する。

2 第二項又は第二項に定める事項について当該取引所又は市場における別段の定めがあるときは、その定めに従う。

3 第二項第一項の規定は、前項の規定による損害賠償について準用する。

2 第二項又は第二項に定める事項について当該取引所又は市場における別段の定めがあるときは、その定めに従う。

3 第二項第一項の規定は、前項の規定による損害賠償について準用する。

2 第二項又は第二項に定める事項について当該取引所又は市場における別段の定めがあるときは、その定めに従う。

3 第二項第一項の規定は、前項の規定による損害賠償について準用する。

2 第二項又は第二項に定める事項について当該取引所又は市場における別段の定めがあるときは、その定めに従う。

3 第二項第一項の規定は、前項の規定による損害賠償について準用する。

て前の給付に係る破産債権について弁済がないことを理由としては、破産手続開始後は、その義務の履行を拒むことができない。

2 前項の双務契約の相手方が破産手続開始の申立て後破産手続開始前にした給付に係る請求権(一定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付に係る請求権を含む)は、財団債権とする。

3 前項の規定は、労働契約には、適用しないと推定する。

4 前項の規定による請求権は、破産者が有するときは、各当事者は、計算を閉鎖し、残額の支払を請求することができる。

5 前項の規定による請求権は、破産者が有するときは、各当事者は、計算を閉鎖し、相手方が有するときは、各当事者は、計算を閉鎖し、相手方の債権(賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定する契約について破産者の相手方が當該権利につき登記、登録その他の第三者に対する抗することができる要件を備えている場合に是、適用しない。

6 前項に規定する場合には、相手方の有する請求権は、財団債権とする。

7 前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は預備支払人がその事実を知らないで引受け又は支払をしたときは、その支払又は預備支払人は、これによって生じた債権につき、破産債権者としてその権利行使することができる。

8 前項の規定は、小切手及び金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券について準用する。

9 前項の規定は、前二項の規定の適用について準用する。

10 前項の規定は、夫婦財産関係における管理者の変更等について準用する。

11 前項の規定は、配偶者の財産並びに第七百五十九条の規定は配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について、同法第八百三十五条の規定は親権を行いう者につき破産手続が開始された場合について準用する。

12 前項の規定は、前項の規定により契約の履行を了却した目的を達することができないものについて、その時期が破産手続開始後に到来すべきときは、当該契約は、解除されたものとみなす。

13 前項の場合において、損害賠償の額は、履行地又はその地の相場の標準となるべき地における同種の取引であつて同一の時期に履行すべきものの相場と当該契約における商品の価格との差額によって定める。

14 第二項第一項の規定は、前項の規定による損害賠償について準用する。

15 第二項又は第二項に定める事項について当該取引所又は市場における別段の定めがあるときは、その定めに従う。

16 第二項第一項の規定は、前項の規定による損害賠償について準用する。

17 第二項又は第二項に定める事項について当該取引所又は市場における別段の定めがあるときは、その定めに従う。

18 第二項第一項の規定は、前項の規定による損害賠償について準用する。

19 第二項又は第二項に定める事項について当該取引所又は市場における別段の定めがあるときは、その定めに従う。

20 第二項第一項の規定は、前項の規定による損害賠償について準用する。

21 第二項又は第二項に定める事項について当該取引所又は市場における別段の定めがあるときは、その定めに従う。

22 第二項第一項の規定は、前項の規定による損害賠償について準用する。

23 第二項第一項の規定は、前項の規定による損害賠償について準用する。

24 第二項第一項の規定は、前項の規定による損害賠償について準用する。

25 第二項第一項の規定は、前項の規定による損害賠償について準用する。

26 第二項第一項の規定は、前項の規定による損害賠償について準用する。

27 第二項第一項の規定は、前項の規定による損害賠償について準用する。

契約に基づいて行われるすべての同項の取引に係る契約につき生ずる第二項に規定する損害賠償の債権又は債務を差引計算して決済する旨の定めをしたときは、請求することができる損害賠償の額の算定については、その定めに従う。(交換計算)  
5 第五十九条 交換計算は、当事者の一方について破産手続が開始されたときは、終了する。この場合においては、各当事者は、計算を閉鎖して、残額の支払を請求することができる。

6 第六十一条 為替手形の振出人又は裏書人について破産手続が開始された場合において、支払又は予備支払人がその事実を知らないで引受け又は支払をしたときは、その支払又は予備支払人は、これによって生じた債権につき、破産債権者としてその権利行使することができる。

7 第五十七条 委任者について破産手続が開始された場合において、受任者は、民法第六百五十五条の規定による破産手続開始の通知を受けず、當該権利につき登記、登録その他の第三者に対する抗することができる。

8 第五十八条 取引所の相場その他の市場の相場において、破産管財人がその期間内に確答をしないときは、契約の解除をしたものとみなす。

9 第五十九条 (市場の相場がある商品の取引に係る契約)  
10 第六十一条 委任者について破産手続が開始された場合において、受任者は、民法第六百五十五条の規定による破産手続開始の通知を受けず、當該権利につき登記、登録その他の第三者に対する抗することができる。

11 第六十二条 為替手形の引受け又は支払等について準用する。

12 第六十三条 為替手形の引受け又は支払等について準用する。

13 第六十四条 (夫婦財産関係における管理者の変更等)  
14 第六十五条 民法第七百五十九条の規定は配偶者の財産並びに第七百五十九条の規定は配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について、同法第八百三十五条の規定は親権を行いう者につき破産手続が開始された場合について準用する。

15 第六十六条 民法第七百五十九条の規定は配偶者の財産並びに第七百五十九条の規定は配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について準用する。

16 第六十七条 民法第七百五十九条の規定は配偶者の財産並びに第七百五十九条の規定は配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について準用する。

17 第六十八条 民法第七百五十九条の規定は配偶者の財産並びに第七百五十九条の規定は配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について準用する。

18 第六十九条 民法第七百五十九条の規定は配偶者の財産並びに第七百五十九条の規定は配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について準用する。

19 第七十条 民法第七百五十九条の規定は配偶者の財産並びに第七百五十九条の規定は配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について準用する。

20 第七十二条 民法第七百五十九条の規定は配偶者の財産並びに第七百五十九条の規定は配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について準用する。

21 第七十三条 民法第七百五十九条の規定は配偶者の財産並びに第七百五十九条の規定は配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について準用する。

22 第七十四条 民法第七百五十九条の規定は配偶者の財産並びに第七百五十九条の規定は配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について準用する。

23 第七十五条 民法第七百五十九条の規定は配偶者の財産並びに第七百五十九条の規定は配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について準用する。

24 第七十六条 民法第七百五十九条の規定は配偶者の財産並びに第七百五十九条の規定は配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について準用する。

25 第七十七条 民法第七百五十九条の規定は配偶者の財産並びに第七百五十九条の規定は配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について準用する。

26 第七十八条 民法第七百五十九条の規定は配偶者の財産並びに第七百五十九条の規定は配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について準用する。

27 第七十九条 民法第七百五十九条の規定は配偶者の財産並びに第七百五十九条の規定は配偶者の財産を管理する者につき破産手続が開始された場合について準用する。

<p><b>第六十四条</b> 破産者（保全管理人が選任された場合）は、反対給付の請求権の移転を請求することができる。破産管財人が取戻権の目的である財産を譲り渡した場合には、当該財産について取戻権を有する者は、反対給付の請求権の移転を請求することができる。破産管財人が取戻権を有する者は、反対給付を受けたときは、同項の取戻権を有する者は、破産管財人が反対給付を譲り渡した場合も、同様とする。</p> <p><b>第六十五条</b> 别除権は、破産手続によらないで、行使することができます。</p> <p><b>第六十六条</b> 别除権（特別の先取特権、質権又は抵当権）は、破産管財人による任意売却その他の事由により破産財団に属しないこととなつた場合において当該担保権がなお存続するときにおける当該担保権を有する者も、その目的である財産について別除権を有する。</p> <p><b>第六十七条</b> 留置権の取扱い</p>	<p><b>第六十条</b> 前項の規定は、第五十三条第一項及び第二項の規定の適用を妨げない。</p> <p><b>第六十一条</b> 第一項の規定は、物品の買入れの委託を受けた問屋がその物品を委託者に発送した場合について準用する。この場合において、同項中「代金」とあるのは、「報酬及び費用」と読み替えるものとする。</p> <p><b>第六十二条</b> (代償的取戻権)</p>
--	---

<p><b>第六十三条</b> 破産手続開始の申立てがあった後に破産手続開始前に取戻権の目的である財産を譲り渡した場合は、当該財産について取戻権を有する者は、反対給付の請求権の移転を請求することができる。破産管財人が取戻権を有する者は、反対給付を受けたときは、同項の取戻権を有する者は、破産管財人が反対給付を譲り渡した場合も、同様とする。</p> <p><b>第六十四条</b> 别除権（保全管理人が選任された場合）は、反対給付の請求権の移転を請求することができる。破産管財人が取戻権の目的である財産を譲り渡した場合には、当該財産について取戻権を有する者は、反対給付の請求権の移転を請求することができる。破産管財人が取戻権を有する者は、反対給付を受けたときは、同項の取戻権を有する者は、破産管財人が反対給付を譲り渡した場合も、同様とする。</p> <p><b>第六十五条</b> 别除権</p>	<p><b>第六十六条</b> 破産手続開始の申立てがあった後に破産手続開始前に取戻権の目的である財産を譲り渡した場合は、当該財産について取戻権を有する者は、反対給付の請求権の移転を請求することができる。破産管財人が取戻権を有する者は、反対給付を受けたときは、同項の取戻権を有する者は、破産管財人が反対給付を譲り渡した場合も、同様とする。</p> <p><b>第六十七条</b> 别除権</p>
---	---

<p><b>第六十八条</b> 破産手続開始の申立てがあった時より一年以上前に生じた原因</p> <p><b>第六十九条</b> (相殺の禁止)</p> <p><b>第七十条</b> 停止条件付債権又は将来の請求権を有する者は、破産者に対する債務を弁済する場合において相殺をするため、その債権額の限度において弁済額の寄託を請求することができる。敷金の返還請求権を有する者が破産者に対する賃料債務を弁済する場合も、同様とする。</p> <p><b>第七十一条</b> (相殺の禁止)</p> <p><b>第七十二条</b> 破産手続開始後に他人の破産債権を取得したとき。</p> <p><b>第七十三条</b> 破産手続開始後に破産財団に属する者は、相殺をすることができない。</p> <p><b>第七十四条</b> 破産手続開始後に破産財団に属する者は、相殺をすることができない。</p>	<p><b>第六十九条</b> (相殺の禁止)</p> <p><b>第七十条</b> 停止条件付債権又は将来の請求権を有する者は、破産者に対する債務を弁済する場合において相殺をするため、その債権額の限度において弁済額の寄託を請求することができる。敷金の返還請求権を有する者が破産者に対する賃料債務を弁済する場合も、同様とする。</p> <p><b>第七十一条</b> (相殺の禁止)</p> <p><b>第七十二条</b> 破産手続開始後に他人の破産債権を取得したとき。</p> <p><b>第七十三条</b> 破産手続開始後に破産財団に属する者は、相殺をすることができない。</p> <p><b>第七十四条</b> 破産手続開始後に破産財団に属する者は、相殺をすることができない。</p>
--	---

<p><b>第七十五条</b> 破産管財人は、裁判所が監督する。</p> <p><b>第七十六条</b> 破産管財人は、裁判所が選任する。</p> <p><b>第七十七条</b> 破産管財人は代理</p> <p><b>第七十八条</b> 第二款</p>	<p><b>第七十九条</b> (破産管財人の権限)</p> <p><b>第八十条</b> 第二款</p>
--	---





の申立てにより又は職権で、その全部又は一部の弁済をすることを許可することができる。ただし、その弁済により財團債権又は他の先順位若しくは同順位の優先的破産債権を有する者の利益を害するおそれがないときに限る。

2 破産管財人は、前項の破産債権者から同項の申立てをすべきことを求められたときは、直ちにその旨を裁判所に報告しなければならない。

この場合において、その申立てをしないこととしたときは、遅滞なく、その事情を裁判所に報ししなければならない。

(破産管財人による相殺)

**第一百一一条** 破産管財人は、破産財団に属する債権者をもつて破産債権と相殺することが破産債権者の一般の利益に適合するときは、裁判所の許可を得て、その相殺をすることができる。  
**(破産債権者の手続参加)**

2 もつて破産手続に参加することができる。  
前項の場合において、破産債権の額は、次に  
掲げる債権の区分に従い、それぞれ当該各号に  
定める額とする。  
一 次に掲げる債権 破産手続開始の時における

る評価額　イ　金銭の支払を目的としない債権  
　　金銭債権で、その額が不確定であるもの  
　　又はその額を外国の通貨をもつて定めた  
　　もの  
　　金額又は字壳期間が不定である定期金

二 債権  
3 債権額  
一 前号に掲げる債権以外の債権 債権額  
二 破産債権が期限付債権でその期限が破産手続  
開始後に到来すべきものであるときは、その破  
産債権は、破産手続開始の時において弁済期が

4 到來したものとみなす。  
破産債権が破産手続開始の時において条件付  
債権又は将来の請求権であるときでも、当該破  
産債権者は、その破産債権をもつて破産手続に  
参加することができる。  
第一項の規定にかかるうち、其代り東洋日用品

(全部の履行をする義務を負う者が数人ある場合等の手続参加)

2 前項の場合において、他の全部の履行をする義務を負う者が破産手続開始後に債権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為（以下この条において「弁済等」という。）をしたときであっても、その債権の全額が消滅した場合を除き、その債権者は、破産手続開始の時において有する債権の全額についてその権利行使することができる。

3 第一項に規定する場合において、破産者に対して将来行うことがある求償権を有する者は、その全額について破産手続に参加することができる。ただし、債権者が破産手続開始の時ににおいて有する債権について破産手続に参加したときは、この限りでない。

4 第一項の規定により債権者が破産手続に参加した場合において、破産者に対して将来行うことがある求償権を有する者が破産手続開始後に債権者に対して弁済等をしたときは、その債権の全額が消滅した場合に限り、その求償権を有する者は、その求償権の範囲内において、債権者が有した権利を破産債権者として行使することができる。

5 第二項の規定は破産者の債務を担保するため自己の財産を担保に供した第三者（以下この項において「物上保証人」という。）が破産手続開始後に債権者に対して弁済等をした場合について、前二項の規定は物上保証人が破産者に対して将来行うことがある求償権を有する場合における当該物上保証人について準用する。（保証人の破産の場合の手続参加）

**第一百五十五条** 保証人について破産手続開始の決定があつたときは、債権者は、破産手続開始の時ににおいて有する債権の全額について破産手続に参加することができる。（法人の債務につき無限の責任を負う者の破産の場合の手続参加）

**第一百六十六条** 法人の債務につき無限の責任を負う者について破産手続開始の決定があつたときは、当該法人の債権者は、破産手続開始の時において有する債権の全額について破産手続に参加することができる。（法人の債務につき有限の責任を負う者の破産の場合の手続参加等）

**第一百七十七条** 法人の債務につき有限の責任を負う者について、破産手続開始の決定があつたときは、債権者は、破産手続開始の時ににおいて有する債権の全額についてそれぞれの破産手続に参加することができる。

**第二百八条** 別除権者は、当該別除権に係る第六十  
五条第二項に規定する但保権によつて但保され  
た場合においては、當該法人の債権者は、破産手続  
に参加することができない。この場合においては、當該法人が  
出資の請求について破産手続に参加することを  
妨げない。

2 次に掲げる事項を裁判所に届け出なければならぬ。

一 各破産債権の額及び原因

二 優先的破産債権であるときは、その旨

三 劣後的破産債権又は約定劣後破産債権であるときは、その旨

四 自己に対する配当額の合計額が最高裁判所規則で定める額に満たない場合においても配当金を受領する意思があるときは、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項

別除権者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 別除権の目的である材質

二 別除権の行使によつて弁済を受けることが  
できないと見込まれる債権の額

**第一百一十二条** 破産債権者がその責めに帰することについて準用する。  
（一般調査期間経過後又は一般調査期日終了後  
の届出等）

ができない事由によつて第三十一条第一項第三号の期間（以下「一般調査期間」という。）の経過又は同号の期日（以下「一般調査期日」という。）の終了までに破産債権の届出をすることができないこと（易言すれば、この事由が当該

2 とかでできなかつた場合には、その事由が消滅した後一月以内に限り、その届出をすることができる。  
前項に規定する一月の期間は、伸長し、又は短縮することができない。

3 一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後に生じた破産債権については、その権利の発生した後一月の不变期間内に、その届出をしなければならない。

その責めに帰することができない事由によつて、一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後に、届け出た事項について他の破産債権者の利益を害すべし変更を加える場合について

**準用する**  
**(届出名義の変更)**

は、一般調査期間の経過後又は一般調査期間の



- 4 前項本文の規定により出頭した破産者は、第一項の破産債権の額について、異議を述べる事ができる。

5 第三項本文の規定により出頭した破産者は、必要な事項に申し意見を述べなければならぬ。

6 前二項の規定は、第三項ただし書の代理人について準用する。

7 前各項の規定は、債権届出期間の経過後に届出があり、又は届出事項の変更があつた破産債権について一般調査期日において調査をする場合に、とにつき破産管財人及び破産債権者の異議がない場合について準用する。

8 一般調査期日における破産債権の調査は、破産管財人が出頭しなければ、することができない。

9 裁判所は、一般調査期日を変更する決定をしたときは、その裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者（債権届出期間の経過前にあつては、知っている破産債権者）に送達しなければならない。

10 裁判所は、一般調査期日における破産債権の調査の延期又は続行の決定をしたときは、当該一般調査期日において言渡しをした場合を除き、その裁判書を破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者に送達しなければならない。

11 第百八十九条第四項及び第五項の規定は、前二項の規定による送達について準用する。  
(特別調査期日における調査)

**第一百二十二条** 裁判所は、債権届出期間の経過後、一般調査期間の満了前又は一般調査期日の終了前に届出があり、又は届出事項の変更があつた破産債権について、必要があると認めるときは、その調査をするための期日（以下「特別調査期日」という。）を定めることができる。ただし、当該破産債権について、破産管財人が第百七十三条第三項の規定により提出された認否書に同条第一項各号に掲げる事項の全部若しくは一部についての認否を記載している場合又は一般調査期日において調査することについて准用する第百十九条第二項及び第三項、同条第六項において準用する第百八十九条第三項から第五項まで、第百二十条並びに前条（第七項及び第九項を除く。）の規定は、前項本文の場合における特別調査期日について準用する。

（期日終了後の破産者の異議）

- 第二百二十三条** 破産者がその責めに帰することができない事由によつて一般調査期日又は特別調査期日に出頭することができなかつたときは、破産者は、その事由が消滅した後一週間に内に限り、裁判所に対し、当該一般調査期日又は特別調査期日における調査に係る破産債権の額について、書面で、異議を述べることができる。

前項に規定する一週間の期間は、伸長し、又は短縮することができる。

(異議等のない破産債権の確定)

**第四款 破産債権の確定**

**第一百二十四条** 第百七条第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項は、破産債権の調査において、破産管財人が認め、かつ、届出をした破産債権者が一般調査期間内若しくは特別調査期間内又は一般調査期日若しくは特別調査期日ににおいて異議を述べなかつたときは、確定する。

裁判所書記官は、破産債権の調査の結果を破産債権者表に記載しなければならない。

第一項の規定により確定した事項についての破産債権者表の記載は、破産債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有する。

(破産債権査定決定)

**第一百二十五条** 破産債権の調査において、破産債権の額又は優先的破産債権、劣後の破産債権若しくは約定劣後破産債権であるかどうかの別(以下この条及び第一百二十七条第一項において「額等」という。)について破産管財人が認めず、又は届出をした破産債権者が異議を述べた場合には、当該破産債権(以下「異議等のある破産債権」という。)を有する破産債権者は、その額等の確定のために、当該破産管財人及び当該異議を述べた届出をした破産債権者(以下この款において「異議者等」という。)の全員を相手方として、裁判所に、その額等についての査定の申立て(以下「破産債権査定申立て」という。)をすることができる。ただし、第二百二十七条第一項並びに第一百二十九条第一項及び第二項の場合は、この限りでない。

第二項の場合は、異議等のある破産債権査定申立ては、異議等のある破産債権に係る一般調査期間若しくは特別調査期間の末日又は一般調査期日若しくは特別調査期日から一月の不変期間内にしなければならない。

破産債権査定申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、決定で、異議等のある破産債権の存否及び

額等を査定する裁判（次項において「破産債権

- 額等を査定する裁判（次項において「破産債権査定決定」という。）をしなければならない。

4 裁判所は、破産債権査定決定をする場合に  
は、異議者等を審尋しなければならない。

5 破産債権査定申立てについての決定があつた  
場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三  
項本文の規定は、適用しない。

（破産債権査定申立てについての決定に対する  
異議の訴え）

2 破産債権査定異議の訴えは、破産裁判所が管  
轄する。

3 破産債権査定異議の訴えが提起された第一審  
裁判所は、破産裁判所が破産事件を管轄すること  
の根拠となる法令上の規定が第五条第八項又  
は第九項の規定のみである場合（破産裁判所が  
第七条第四号の規定により破産事件の移送を受けた場合において、移送を受けたことの根拠と  
なる規定が同号又は八の規定のみであるときを  
を含む。）において、著しい損害又は遅滞を避  
けるため必要があると認めるときは、前項の規  
定にかかわらず、職権で、当該破産債権査定異  
議の訴えに係る訴訟を第五条第一項に規定する  
地方裁判所（同項に規定する地方裁判所がない  
場合には、同条第二項に規定する地方裁  
判所）に移送することができる。

4 破産債権査定異議の訴えは、これを提起する  
者が、異議等のある破産債権を有する破産債権  
者であるときは異議者等の全員を、当該異議者  
等であるときは当該破産債権者を、それぞれ被  
告としなければならない。

5 破産債権査定異議の訴えの口頭弁論は、第一  
項の期間を経過した後でなければ開始するこ  
とができる。

6 同一の破産債権に関する破産債権査定異議の訴  
えが数個同時に係属するときは、弁論及び裁判  
は、併合してしなければならない。この場合に  
おいては、民事訴訟法第四十条第一項から第三  
項までの規定を準用する。

7 破産債権査定異議の訴えについての判決にお  
いては、訴えを不適法として却下する場合を除  
き、破産債権査定申立てについての決定を認可  
し、又は変更する。

(異議等のある破産債権に関する訴訟の受継)

- 第二百二十七条** 異議等のある破産債権に関する訴訟の受繼  
手続開始当時訴訟が係属する場合において、破産債権者がその額等の確定を求める場合は、異議者等の全員を當該訴訟の相手方として、訴訟手続の受繼の申立てをしなければならない。

**第二百二十五条第二項の規定は、前項の申立てについて準用する。**

**(主張の制限)**

**第二百二十八条** 破産債権査定申立てに係る査定の手続又は破産債権査定異議の訴えの提起若しくは前条第一項の規定による受繼に係る訴訟手続においては、破産債権者は、異議等のある破産債権についての第百十一条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について、破産債権者表に記載されている事項のみを主張することができる。

(執行力ある債務名義のある債権等に対する異議の主張)

**第二百二十九条** 異議等のある破産債権に関して、同項の異議者等が同項の規定による異議を主張しようとするときは、当該異議者等は、当該破産債権を有する破産債権者を相手方とする訴訟手続を受け継がなければならない。

**第三百一十五条第二項の規定は第一項の規定による異議の主張又は前項の規定による受繼について、第一百二十六条第五項及び第六項並びに前項の規定は前二項の場合について準用する。この場合には、第一百二十六条第五項中「第一項の期間」とあるのは、「異議等のある破産債権に係る一般調査期間若しくは特別調査期間の末日又は一般調査期日若しくは特別調査期日のから一月の不变期間」と読み替えるものとする。**

**第四項において準用する第二百二十五第二項に規定する期間内に第一項の規定による異議の主張又は第二項の規定による受繼がされなかつた場合には、異議者等が破産債権者であるときは、第一百八条第一項、第一百九条第五項又は第二百二十二条第一項(同条第七項又は第二百二十二条**



くは将来の請求権である破産債権を有する者（次項及び次条第一項第一号において「別除権者等」という。）を除く。）確定した破産債権の額

二 次項本文の異議のない議決権を有する届出をした破産債権者（別除権者又は準別除権者にあっては、第一百十一条第二項第二号（同条第三項又は第一百四十四条において準用する場合を含む。）に掲げる額）に掲げる額

三 次項本文の異議のある議決権を有する届出をした破産債権者（裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権行使させない旨を定めたときは、議決権行使することができる）

2 届出をした破産債権者の前項の規定による議決権については、破産管財人又は届出をした破産債権者は、債権者集会の期日において、異議を述べることができる。ただし、前節第四款の規定により破産債権の額が確定した届出をした破産債権者（別除権者等を除く。）の議決権については、この限りでない。

3 裁判所が議決権行使の方法として定めた場合には、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも第一項第三号の規定による定めを変更することができる。

（債権者集会の期日を開かない場合における議決権の定め方等）

**第一百四十一条** 裁判所が議決権行使の方法として定めた場合には、議決権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に応じて、議決権行使することができる。

第一百三十九条第二項第二号に掲げる方法を定めた場合には、議決権者は、次の各号に掲げる額

二 届出をした破産債権者（前号に掲げるものを除く。）裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権行使させない旨を定めたときは、議決権行使することができない。

二 届出をした破産債権者（前号に掲げるもの

を除く。）裁判所が定める額。ただし、裁判所が議決権行使させない旨を定めたときは、議決権行使することができない。

（破産債権者の議決権）

2 破産債権者（前号に掲げるものは、約定劣後破産債権については、議決権を有しない。）第一百一条第一項の規定により弁済を受けた破産債権者及び第一百九条に規定する弁済を受けた破産債権者

破産債権者は、その弁済を受けた債権の額については、議決権行使することができない。（代理人による議決権行使）

**第一百四十三条** 議決権者は、代理人をもつてその議決権行使することができる。

**第一百四十四条** 裁判所は、破産債権者をもつて構成する委員会がある場合には、利害関係人の申立てにより、当該委員会が、この法律の定めるところにより、破産手続に関与することを承認することができる。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合に限る。

一 委員の数が、三人以上最高裁判所規則で定める人数以内であること。

二 破産債権者の過半数が当該委員会が破産手続に関与することについて同意していると認められること。

三 当該委員会が破産債権者全体の利益を適切に代表すると認められること。

裁判所は、必要があると認めるときは、破産手続において、前項の規定により承認された委員会（以下「債権者委員会」という。）に対し意見の陳述を求めることができる。

（債権者委員会は、破産手続において、裁判所又は破産管財人に對して、意見を述べることができる。）

3 債権者委員会は、破産手続において、裁判所又は破産管財人に対しても、意見を述べることができる。

4 債権者委員会に破産手続の円滑な進行に貢献する活動があつたと認められるときは、裁判所は、当該活動のために必要な費用を支出した破産債権者の申立てにより、破産財団から当該破産債権者に対する相当と認める額の費用を償還することを許可することができる。この場合においては、当該費用の請求権は、財団債権とする。

（財團債権となる請求権）

**第一百四十八条** 次に掲げる請求権は、財團債権とする。

一 破産債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権

二 破産財団の管理、換価及び配当に関する費用の請求権

三 破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権及び第九十七条第五号に掲げる請求権を除く。）であつて、破産手続開始当時、まだ納期限の到来していないものの又は納期限から一年の期間中に包括的禁止命令が発せられたことにより国税滞納処分をすることができない期間がある場合には、当該期間を除く。）を経過していないもの又は納期限から一年の期間中に包括的禁止命令が発せられたことにより国税滞納処分をすることができない期間がある場合には、当該期間を除く。）を経

（裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも第一項の規定による承認を取り消すことができる。

（債権者委員会の意見聴取）

**第一百四十五条** 裁判所書記官は、前条第一項の規定による承認があったときは、遅滞なく、破産管財人に対しても、その旨を通知しなければならない。

（破産債権者の議決権）

2 破産管財人は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、破産財團に属する財産の管理及び处分に関する事項について、債権者委員会の意見を聽かなければならぬ。

（破産債権者）

**（破産管財人の債権者委員会に対する報告義務）**

**第一百四十六条** 破産管財人は、第一百五十三条第二項又は第一百五十七条の規定により報告書等を提出しなければならない。

告書、財産目録又は貸借対照表をいう。以下この条において同じ。）を裁判所に提出したときも提出しなければならない。

告書等に第十二条第一項に規定する支障部分に該当する部分があると主張して同項の申立てをしたときは、当該部分を除いた報告書等を債権者委員会に提出すれば足りる。

（破産管財人に對する報告命令）

2 破産管財人が負担付遺贈の履行を受けたときは、その負担した義務の相手方が有する当該負担の利益を受けるべき請求権は、遺贈の目的の価額を超えない限度において、財團債権とする。

（破産管財人に對する報告命令）

2 前項の規定による申出を受けた裁判所は、当該申出が相当であると認めるときは、破産管財人に對し、第一百五十七条第二項の規定による報告をすることを命ずるよう申し出ることができる。

2 前項の規定による申出を受けた裁判所は、当該申出が相当であると認めるときは、破産管財人に對し、第一百五十七条第二項の規定による報告をすることを命じなければならない。

**第五章 財團債権**

**（財團債権となる請求権）**

**第一百四十八条** 次に掲げる請求権は、財團債権とする。

一 破産債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権

二 破産財団の管理、換価及び配当に関する費用の請求権

三 破産手続開始前の原因に基づいて生じた租税等の請求権（共助対象外国租税の請求権及び第九十七条第五号に掲げる請求権を除く。）であつて、破産手続開始当時、まだ納期限の到来していないものの又は納期限から一年の期間中に包括的禁止命令が発せられたことにより国税滞納処分をすることができない期間がある場合には、当該期間を除く。）を経

（裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも第一項の規定による承認を取り消すことができる。

（債権者委員会の意見聴取）

**第一百四十五条** 裁判所書記官は、前条第一項の規定による承認があったときは、遅滞なく、破産管財人に対しても、その旨を通知しなければならぬ。

（破産債権者の議決権）

2 破産管財人は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、破産財團に属する財産の管理及び处分に関する事項について、債権者委員会の意見を聽かなければならぬ。

（破産債権者）

七 第五百十三条第一項の規定により破産管財人が債務の履行をする場合において相手方が有する請求権

申入れ（第五十三条第一項又は第二項の規定による賃貸借契約の解除を含む。）があつた場合において破産手続開始後その契約の終了に至るまでの間に生じた請求権

は、遅滞なく、当該報告書等を債権者委員会に提出しなければならない。

告書等に第十二条第一項に規定する支障部分に該当する部分があると主張して同項の申立てをしたときは、当該部分を除いた報告書等を債権者委員会に提出すれば足りる。

（社債管理者等の費用及び報酬）

3 第五百三条第二項及び第三項の規定は、第一項第七号及び前項に規定する財團債権について準用する。この場合において、当該財團債権が無効及ぶ処分に關する事項について第百五十七条第二項の規定による報告をする命ずるよう申し出ることができる。

（社債管理者等の費用及び報酬）

2 破産手続開始前に退職した使用者の給料の退職手當の請求権（当該請求権の全額が破産債権であるとした場合に劣後の破産債権となるべき部分を除く。）は、退職前三月間の給料の総額（その総額が破産手続開始前三月間の給料の総額より少ない場合は、破産手続開始前三月間の給料の総額）に相当する額を財団債権とする。

4 保全管理人が債権者の財産に關し権限に基づいた行為によって生じた請求権は、財団債権とする。

（使用者の給料等）

**第一百四十九条** 破産手続開始前三月間の破産者の使用者の給料の請求権は、財團債権とする。

2 破産手続の終了前に退職した使用者の給料の退職手當の請求権（当該請求権の全額が破産債権であるとした場合に劣後の破産債権となるべき部分を除く。）は、退職前三月間の給料の総額（その総額が破産手続開始前三月間の給料の総額より少ない場合は、破産手続開始前三月間の給料の総額）に相当する額を財団債権とする。

3 第五百三条第二項及び第三項の規定は、第一項第七号及び前項に規定する財團債権について準用する。この場合において、当該財團債権が無効及ぶ処分に關する事項について第百五十七条第二項の規定による報告をする命ずるよう申し出ることができる。

（社債管理者等の費用及び報酬）

2 破産手続開始前に退職した使用者の給料の退職手當の請求権（当該請求権の全額が破産債権であるとした場合に劣後の破産債権となるべき部分を除く。）は、退職前三月間の給料の総額（その総額が破産手続開始前三月間の給料の総額より少ない場合は、破産手続開始前三月間の給料の総額）に相当する額を財団債権とする。

4 保全管理人が債権者の財産に關し権限に基づいた行為によって生じた請求権は、財団債権とする。

（使用者の給料等）

2 破産手続開始前に退職した使用者の給料の退職手當の請求権（当該請求権の全額が破産債権であるとした場合に劣後の破産債権となるべき部分を除く。）は、退職前三月間の給料の総額（その総額が破産手続開始前三月間の給料の総額より少ない場合は、破産手続開始前三月間の給料の総額）に相当する額を財団債権とする。

（社債管理者等の費用及び報酬）

2 社債管理業者は又は社債管理補助者が前項の許可を得ないで破産債権である社債の管理に関する事務を行った場合であつても、裁判所は、当該社債管理業者又は社債管理補助者が破産手続の円

滑な進行に貢献したと認められるときは、当該事務の処理に要した費用の償還請求権のうちその貢献の程度を考慮して相当と認める額を財団債権とする旨の許可をすることができる。

裁判所は、破産手続開始後の原因に基づいて生じた社債管理者又は社債管理補助者の報酬の請求権のうち相当と認める額を財団債権とする旨の許可をすることができる。

前三項の規定による許可を得た請求権は、財團債権とする。

第一項から第三項までの規定による許可の決定に對しては、即時抗告することができる。

前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で破産債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。

一 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の受託会社 同項に規定する社債

二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十四条の五に規定する社会医療法人債管理者又は同法第五十四条の五の二に規定する社会医療法人債管理補助者 同法第五十五条の二に規定する社会医療法人債

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第一百三十九条の八に規定する投資法人債管理者又は同法第一百三十九条の九の二第一項に規定する投資法人債管理補助者 同法第二条第十九項に規定する投資法人債

四 保険業法第六十一条の六に規定する社債管理者又は同法第六十一条の七の二に規定する社債管理補助者 相互会社が発行する社債

五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二百二十六条に規定する特定社債管理者又は同法第二百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者 同法第二条第七项に規定する特定社債

（財団債権の取扱い）

**第一百五十二条** 破産財団が財团債権の総額を弁済するのに足りないことが明らかになつた場合における財团債権は、法令に定める優先権にかかわらず、債権額の割合により弁済する。ただし

**第一百五十三条** 財团債権は、破産債権に先立つて、弁済する。

（破産財団不足の場合の弁済方法等）

**第一百五十四条** 第一百五十二条の規定による財团債権の割合により弁済する場合には、破産財団に属する財産を閉鎖することができる。

（破産財団に属する財産の引渡し）

**第一百五十五条** 破産管財人は、必要があると認めるとときは、裁判所書記官、執行官又は公証人に、破産財団に属する財産に封印をさせ、又はその封印を除去させることができる。

2 裁判所書記官は、必要があると認めるときは、破産管財人の申出により、破産財団に関する帳簿を閉鎖することができる。

（破産財団に属する財産の引渡し）

**第一百五十六条** 裁判所は、破産管財人の申立てにより、決定で、破産者に対し、破産財団に属する財産を破産管財人に引き渡すべき旨を命ぜることができる。

裁判所は、前項の決定をする場合には、破産者を審尋しなければならない。

し、財团債権を被担保債権とする留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権の効力を妨げない。

第二号に掲げる財团債権（債務者の財産の管理及び換価に関する費用の請求権であつて、同条第四項に規定するものを含む。）は、他の財団債権に先立つて、弁済する。

**第六章 破産財団の管理**

**第一節 破産者の財産状況の調査**

**第一百五十三条** 破産管財人は、破産手続開始後遅滞なく、破産財団に属する一切の財産につき、破産手続開始の時における価額を評定しなければならない。この場合においては、破産者を裁判所に提出に立ち会わせることができる。

2 破産管財人は、前項の規定による評定を完了したときは、直ちに破産手続開始の時における財産目録及び貸借対照表を作成し、これらを裁判所に提出しなければならない。

3 破産財団に属する財産の総額が最高裁判所規則で定める額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、破産管財人は、裁判所の許可を得て、同項の貸借対照表の作成及び提出をしないことができる。

4 その他破産財団に関する経過及び現状

5 第一百七十七条第一項の規定による保全処分又は第一百七十八条第一項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無

6 第一百七十七条第一項に規定するもののか、裁判所の定めるところにより、破産財団に属する財産の管理及び処分の状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない旨を報告しなければならない。

（財産状況報告集会への報告）

**第一百五十四条** 破産管財人は、別除権者に対し、当該別除権の目的である財産の提示を求めることができる。

2 破産管財人が前項の財産の評価をしようとするときは、別除権者は、これを拒むことができない。

（封印及び帳簿の閉鎖）

**第一百五十五条** 破産管財人は、必要があると認めるとときは、裁判所書記官、執行官又は公証人に、破産財団に属する財産に封印をさせ、又はその封印を除去させることができる。

2 裁判所書記官は、必要があると認めるときは、破産管財人の申出により、破産財団に関する帳簿を閉鎖することができる。

3 第一百五十七条 破産管財人は、破産手続開始後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を、裁判所に提出しなければならない。

一 破産手続開始に至つた事情

二 破産者及び破産財団に関する経過及び現状

三 第一百七十七条第一項の規定による保全処分又は第一百七十八条第一項に規定する役員責任査定決定を必要とする事情の有無

4 第一百五十七条 破産管財人は、前項の規定によるもののか、裁判所の定めるところにより、破産財団に属する財産の管理及び処分の状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない旨を報告しなければならない。

（財産状況報告集会への報告）

**第一百五十八条** 財産状況報告集会においては、破産管財人は、前項各号に掲げる事項の要旨を報告しなければならない。

（債権者集会への報告）

**第一百五十九条** 破産管財人は、債権者集会がその決議で定めるところにより、破産財団の状況を債権者集会に報告しなければならない。

（第二節 否認権）

**第一百六十条** 次に掲げる行為（担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。）は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

一 破産者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

二 破産者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三 相手方が、当該行為の当時、破産者が前号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

前項の規定の適用については、当該行為の相手方が次に掲げる者のいずれかであるときは、その相手方は、当該行為の当時、破産者が同項第二号の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

一 破産者が破産債権者を害することを知つてした行為。ただし、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時、破産債権者を害すことを知らなかつたときは、この限りでない。

二 破産者が支払の停止又は破産手続開始の申立て（以下この節において「支払の停止等」という。）があつた後にした破産債権者を害す行為。ただし、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時、破産債権者を害すことを知らなかつたときは、この限りでない。

3 第一百五十九条 破産管財人は、債権者集会がその決議で定めるところにより、破産財団の状況を債権者集会に報告しなければならない。

（破産債権者を害する行為の否認）

**第一百六十一条** 次に掲げる行為（担保の供与又は債務の消滅に関する行為を除く。）は、破産手続開始後、破産財団のために否認することができる。

一 破産者が破産債権者を害することを知つてした行為。ただし、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時、破産債権者を害すことを知らなかつたときは、この限りでない。

二 破産者が支払の停止又は破産手続開始の申立て（以下この節において「支払の停止等」という。）があつた後にした破産債権者を害す行為。ただし、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時、破産債権者を害すことを知らなかつたときは、この限りでない。

（過半数を有する者）

一 破産者が法人である場合のその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに該当する者







買受けの申出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 第百八十六条第三項第一号の財産を買い受けようとする者（以下この節において「買受希望者」という。）の氏名又は名称

二 破産管財人が第一百八十六条第三項第一号の財産の売却によつて買受希望者から取得する

ことができる金額の額（売買契約の締結及び履行のために要する費用のうち破産財団から現に支出し又は将来支出すべき実費の額並びに当該財産の譲渡に課されるべき消費税額等に相当する額であつて、当該売買契約において買受希望者の負担とされるものに相当する金額を除く。以下この節において「買受けの申出の額」という。）

三 第百八十六条第三項第一号の財産が複数あるときは、買受けの申出の額の各財産ごとの内訳の額

四 買受けの申出の額は、申立書に記載された第百八十六条第三項第二号の売得金の額にその二十分の一に相当する額を加えた額以上でなければならない。

五 判所規則で定める額及び方法による保証を破産管財人に提供しなければならない。

六 前条第三項の規定は、買受けの申出について準用する。

七 買受けの申出をした者（その者以外の者が買受希望者である場合にあつては、当該買受希望者は、前条第一項の期間内には、当該買受けの申出を撤回することができる。

八 破産管財人は、買受けの申出があつたときは、前条第一項の期間が経過した後、裁判所に受希望者（最高の買受けの申出の額に係る買受けの申出が複数あつた場合には、前条第一項の期間が経過した後、裁判所に受希望者（最高の買受けの申出が複数あつたときは、最高の買受けの申出が複数あつたときは、最高の買受けの申出をしなければならない。この場合において、買受けの申出があつたときは、最高の買受けの申出をしなければならない。）に売却する旨の届出をしなければならない。

九 前項の場合においては、破産管財人は、前条第一項の期間内にされた買受けの申出に係る第

二項の書面を裁判所に提出しなければならな

い。

一 買受けの申出があつたときは、破産管財人は、第一百八十六条第一項の申立てを取り下げるには、買受希望者（次条第一項の許可の決定が確定した後にあつては、同条第二項に規定する買受人）の同意を得なければならぬ。

（担保権消滅の許可の決定等）

二 裁判所は、被申立担保権者が第百八十七条第一項の期間内に同項の担保権の実行の申立てをしたことを証する書面を提出したこ

とにより不許可の決定をする場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ當該各号に定める額

三 第百八十六条第三項第三号の売却の相手方

四 前条第八項に規定する届出がされた場合

二 同項に規定する買受希望者

三 前項の規定による金額は、売得金に充てる

一 前条第八項に規定する届出がされた場合

二 同項に規定する買受希望者

三 前項の規定による金額は、売得金に充てる

一 前条第八号に掲げる場合において、同項の許可の決定が確定したときは、破産管財人と当該許可に係る同号に定める買受希望者（以下この節において「買受人」という。）との間で、第百八十六条第四項の書面に記載された内容と同一の内容（売却の相手方を除く。）の売買契約が締結されたものとみなす。この場合においては、買受けの申出の額を売買契約の売得金の額とみなす。

二 前項第二号に掲げる場合において、同項の許可の決定が確定したときは、破産管財人と当該許可に係る同号に定める買受希望者（以下この節において「買受人」という。）との間で、第百八十六条第四項の書面に記載された内容と同一の内容（売却の相手方を除く。）の売買契約が締結されたものとみなす。この場合においては、買受けの申出の額を売買契約の売得金の額とみなす。

三 第百八十六条第一項の申立てについての裁判があつた場合には、その裁判が確定するまでの間、買受希望者（第一項第二号に定める買受希望者を除く。）は、当該買受希望者に係る買受けの申出を撤回することができる。

四 第百八十六条第一項の申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

五 第百八十六条第一項の申立てについての裁判があつた場合には、その裁判が確定するまでの間、買受希望者（第一項第二号に定める買受希望者を除く。）は、当該買受希望者に係る買受けの申出を撤回することができる。

六 第百八十六条第一項の申立てについての裁判に對しては、即時抗告をすることができる。

七 第百八十六条第一項の申立てについての裁判に對しては、即時抗告をすることができる。

八 第百八十六条第一項の申立てについての裁判に對しては、即時抗告をすることができる。

九 第百八十六条第一項の申立てについての裁判に對しては、即時抗告をすることができる。

（金銭の納付等）

一百九十条 前条第一項の許可の決定が確定したときは、当該許可に係る売却の相手方は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ當該各号に定める額に相当する金額を裁判所の定める期限までに裁判所に納付しなければならぬ。

一百九十二条 破産手続開始の時において破産財團に属する財産につき商法又は会社法の規定による弁済金の交付の手続について準用する。

一 前条第一項第一号に掲げる場合 第百八十六条第一項各号に掲げる区分に応じてそれぞれ當該各号に定める額

二 前条第一項第二号に掲げる場合 同条第二項後に規定する売得金の額から第百八十八

条第五項の規定により買受人が提供した保証の額を控除した額

三 第百八十八条第五項の規定により買受人が提供した保証の額に相当する金額は、売得金に充てる

四 前項の規定により第一項の留置権が消滅した場合における第二項に規定する弁済の額が第一項の財産の価額を満たすときは、当該弁済の時又は同項の規定による請求の時のいずれか遅い時に、同項の留置権は消滅する。

五 前項の規定により第一項の留置権が消滅したことを原因とする同項の財産の返還を求める訴訟においては、第二項に規定する弁済の額が当該財産の価額を満たさない場合においても、原告の申立てがあり、当該訴訟の受訴裁判所が相当と認めるときは、当該受訴裁判所は、相当の期間内に不足額を弁済することを条件として、第一項の留置権者に対して、当該財産を返還することを命ずることができる。

六 第一項の規定による請求及び前項に規定する弁済をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

七 第一項の規定による請求及び前項に規定する弁済をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

八 第一項の規定による請求及び前項に規定する弁済をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

九 第一項の規定による請求及び前項に規定する弁済をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

十 第一項の規定による請求及び前項に規定する弁済をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

十一 第一項の規定による請求及び前項に規定する弁済をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

十二 第一項の規定による請求及び前項に規定する弁済をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

十三 第一項の規定による請求及び前項に規定する弁済をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

十四 第一項の規定による請求及び前項に規定する弁済をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

十五 第一項の規定による請求及び前項に規定する弁済をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

十六 第一項の規定による請求及び前項に規定する弁済をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

十七 第一項の規定による請求及び前項に規定する弁済をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

十八 第一項の規定による請求及び前項に規定する弁済をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

十九 第一項の規定による請求及び前項に規定する弁済をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

二十 第一項の規定による請求及び前項に規定する弁済をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

二十一 第一項の規定による請求及び前項に規定する弁済をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

二十二 第一項の規定による請求及び前項に規定する弁済をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

による留置権がある場合において、当該財産が第三十六条の規定により継続されている事業に必要なものであるとき、その他当該財産の回復が破産財團の価値の維持又は増加に資するときは、破産管財人は、留置権者に対して、当該留置権の消滅を請求することができる。

二 前項の規定による請求をするには、同項の財産の価額に相当する金額を、同項の留置権者に弁済しなければならない。

三 第一項の規定による請求をするには、同項の留置権者に弁済をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

四 第一項の規定による請求をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

五 第一項の規定による請求をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

六 第一項の規定による請求をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

七 第一項の規定による請求をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

八 第一項の規定による請求をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

九 第一項の規定による請求をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

十 第一項の規定による請求をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

十一 第一項の規定による請求をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

十二 第一項の規定による請求をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

十三 第一項の規定による請求をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

十四 第一項の規定による請求をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

十五 第一項の規定による請求をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

十六 第一項の規定による請求をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

十七 第一項の規定による請求をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

十八 第一項の規定による請求をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

十九 第一項の規定による請求をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

二十 第一項の規定による請求をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

二十一 第一項の規定による請求をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

二十二 第一項の規定による請求をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

三	劣後の破産債権
四	約定劣後破産債権
2	同一順位において配当をすべき破産債権について、それぞれその債権の額の割合に応じて、配当をする。
第二節 最後配当	
(最後配当)	
第一百九十五条	破産管財人は、一般調査期間の経過後又は一般調査期日の終了後であつて破産財団に属する財産の換価の終了後においては、第二百七十七条第一項に規定する場合を除き、遅滞なく、届出をした破産債権者に対し、この節の規定による配当（以下この章及び次章において「最後配当」という。）をしなければならない。
2	書記官の許可を得なければならぬ。
3	裁判所は、破産管財人の意見を聴いて、あらかじめ、最後配当をすべき時期を定めることができること。
(配当表)	
第一百九十六条	破産管財人は、前条第二項の規定による許可があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した配当表を作成し、これを裁判所に提出しなければならない。
2	一 最後配当の手続に参加することができる破产債権者の氏名又は名称及び住所
二 最後配当の手続に参加することができる債権の額	
三 最後配当をすることができる金額	
2	前項第二号に掲げる事項は、優先的破産債権、劣後の破産債権及び約定劣後破産債権をそれぞれ他の破産債権と区分し、優先的破産債権については第九十八条第二項に規定する優先順位に従い、これを記載しなければならない。
3	破産管財人は、別除権に係る根抵当権によって担保される破産債権については、当該破産債権を有する破産債権者が、破産管財人に對し、当該根抵当権の行使によつて弁済を受けることができない債権の額を証明しない場合には、これを配当表に記載しなければならない。
4	この場合には、前条第二項の規定による許可があつた日における当該破産債権のうち極度額を超える部分の額を最後配当の手続に参加することができる債権の額とする。
4	前項の規定は、第八十条第二項に規定する抵当権（根抵当権であるものに限る。）を有する者について準用する。
2	同一条第三項後段（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により配当表を裁判所に提出した後、遅滞なく、最後配当の手続に参加することができる債権の総額及び最後配当をすることができる金額を公告し、又は届出をした破産債権者に通知しない場合は、その通知が通常到達す。
3	第一項の規定による通知が届出をした各破産債権者に通常到達すべきであった時を経過したときは、破産管財人は、遅滞なく、その旨を裁判所に届け出なければならない。
(破産債権の除斥等)	
第一百九十七条	破産管財人は、前条第二項の規定による第三項の規定による届出があつた日から起算して二週間以内に、破産管財人に対し、当該異議等のある破産債権の確定に関する破産債権査定申立てに係る査定の手続、破産債権査定異議の訴えに係る訴訟手続又は第二百二十七条第一項の規定による受継があつた訴訟手続が係属していることを証明しなければならない。
2	停止条件付債権又は将来の請求権である破産債権について最後配当の手続に参加するには、前項に規定する期間（以下この節及び第五節において「最後配当に関する除斥期間」という。）内にこれを行ふことができるに至つていなければならぬ。
3	別除権者は、最後配当の手続に参加するには、次項の場合を除き、最後配当に関する除斥期間内に、破産管財人に対し、当該別除権に係る第六十五条第二項に規定する担保権によつて担保される債権の全部若しくは一部が破産手続開始後に担保されないこととなつたことを証明しなければならない。
4	第一項の規定による異議の申立てを却下する裁判に対しても、即時抗告をすることができる。この場合には、配当表の更正を命ずる決定に対する即時抗告の期間は、第十一条第二項の規定により利害関係人がその裁判書の閲覧を請求することができることとなつた日から起算する。
3	第一項の規定による異議の申立てについての裁判に対しても、即時抗告をすることができる。この場合には、配当表の更正を命ずる決定に対する即時抗告の期間は、第十一条第二項の規定による利害関係人がその裁判書の閲覧を請求することができることとなつた日から起算する。
2	裁判所は、前項の規定による異議の申立てを却下する裁判及び前項前段の即時抗告についての裁判（配当表の更正を命ずる決定を除く。）があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。
(配当額の定め及び通知)	
第二百一条	破産管財人は、前条第一項に規定する期間が経過した後（同項の規定による異議の手続に参加することができる破産債権者に対する配当額を定めなければならない。
2	破産管財人は、第七十条の規定により寄託しき、同条第三項後段（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により配当表を裁判所に提出した後、遅滞なく、最後配当の手続に参加することができる債権の総額及び最後配当をすることができる金額を公告し、又は届出をした破産債権者に通知しない場合は、その通知が通常到達する。
3	第一項の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
2	前項の規定による通知は、その通知が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
3	第一項の規定による通知が届出をした各破産債権者に通常到達すべきであった時を経過したときは、破産管財人は、遅滞なく、その旨を裁判所に届け出なければならない。
(配当額の除斥等)	
第一百九十八条	異議等のある破産債権（第二百二十九条第一項に規定するもの除外。）についての最終配当の手続に参加するには、当該異議等のある破産債権を有する破産債権者が、前条第一項の規定による公告が効力を生じた日又は同条第三項の規定による届出があつた日から起算して二週間に内に、破産管財人に対し、当該異議等のある破産債権の確定に関する破産債権査定申立てに係る査定の手続、破産債権査定異議の訴えに係る訴訟手続又は第二百二十七条第一項の規定による受継があつた訴訟手続が係属していることを証明しなければならない。
2	停止条件付債権又は将来の請求権である破産債権について最後配当の手続に参加するには、前項に規定する期間（以下この節及び第五節において「最後配当に関する除斥期間」といふ。）に関する除斥期間内に証明があつたとき。
3	前条第一項に規定する事項につき最後配当に関する除斥期間内に証明があつたとき。
2	前項第三号の規定は、準別除権者について準用する。
(配当表に対する異議)	
第二百条	届出をした破産債権者で配当表の記載に不服があるものは、最後配当に関する除斥期間が経過した後一週間に限り、裁判所に對し、異議を申し立てることができる。
2	裁判所は、前項の規定による異議の申立てを理由があると認めるときは、破産管財人に対し、配当表の更正を命じなければならない。
3	第一項の規定による異議の申立てについての裁判所が決定した後、當該配当額が既に支払われなければならぬ。
4	第一項第一項の規定により弁済を受けた破産債権者は他の同順位の破産債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の配当を受けるまでは、最後配当を受けることができない。
5	第一項の規定により破産債権者に対する配当額を定めた場合において、第二百十一条第一項第四号及び第二百十三条第二項の規定による届出をしなかつた破産債権者について、その定めた配当額が同号に規定する最高裁判所規則で定める額に満たないときは、破産管財人は、当該破産債権者以外の他の破産債権者に対して当該配当額の最後配当をしなければならない。この場合においては、当該配当額について、当該他の破産債権者に対する配当額を定めなければならない。
2	破産管財人は、第一項から前項までの規定により定めた配当額を、最後配当の手続に参加することができる破産債権者（第五項の規定により最後配当を受けることができない破産債権者を除く。）に通知しなければならない。
3	破産管財人は、第一項から前項までの規定により定めた配当額を、最後配当の手続に参加することができる破産債権者（第五項の規定により最後配当を受けることができない破産債権者を除く。）に通知しなければならない。
6	次項の規定による配当額の通知を発する前に、新たに最後配当に充てることができるものに満たないときは、破産管財人は、遅滞なく、配当表を更正しなければならない。
7	破産管財人は、第一項から前項までの規定により定めた配当額を、最後配当の手続に参加することができる破産債権者（第五項の規定により最後配当を受けることができない破産債権者を除く。）に通知しなければならない。
(配当額の供託)	
第二百二条	破産管財人は、次に掲げる配当額を、これを受け取るべき破産債権者のために供託しなければならない。
2	申立てがあつたときは、当該異議の申立てに係る手続が終了した後、遅滞なく、最後配当の手続に参加することができる破産債権者に対する配当額を定めなければならない。
1	第一項の規定による配当額の通知を發した時にその規定による破産債権査定異議の訴えに係る訴訟の手続、破産債権査定異議の訴えに係る訴訟手続 第二百二十七条第一項若しくは第二百二十九条第二項の規定による受継があつた訴訟手続























四 項	第 二 百 六 條 第 一 項	電子調書
記 録 し な れ ば	記 載 し な れ ば	調書